

会計区分	〔育英資金貸付特別会計〕		〔一般会計〕			
貸付種類	育英資金貸付		看護師等修学資金貸付	保育士等修学資金貸付	介護福祉士等修学資金貸付	修学資金給付
対象者 (対象校)	大学・短大、高専・専修学校、高校		看護師、准看護師、保健師、助産師 その他医療関係職	保育士、幼稚園教諭	介護福祉士、社会福祉士	大学(4年制)
目的	南相馬市出身の学生又は生徒であって、修学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる者に対して育英資金を貸付けることにより、修学の機会を確保し、もって教育の機会均等に寄与する。		看護師、准看護師、保健師及び助産師等を養成する学校又は養成所に在学している者で、将来市内において看護師等の業務に従事しようとするものに対し、修学に必要な資金を貸付けることにより、修学を容易にし、もって市内医療機関における看護師等の充足に資するとともに、地域医療の向上に寄与する。	保育士等養成学校に在学する者で、将来市内の私立保育園等において保育士等の業務に従事しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸付けることにより、市内私立保育士等の充足及び定着化を図る。	介護福祉士、社会福祉士を養成する学校又は養成所に在学している者で、将来、市内福祉事業所において介護福祉士等の業務に従事しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸付けることにより、修学を容易にし、もって市内介護事業所等における人材の充足及び定着を図る。	南相馬市出身の学生であって、修学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる者に対して修学資金を給付することにより、修学の機会を確保し、もって教育の機会均等に寄与する。
貸付区分及び金額	大学・短大 高専・専修 高等学校 入学資金(高等学校除く)	月額64,000円以内 月額40,000円以内 月額18,000円以内 400,000円以内	授業料相当の資金 〔保健師、助産師又は看護師等の養成施設〕 授業料相当の資金:月額45,000円以内 〔准看護師の養成施設〕 授業料相当の資金:月額34,000円以内 生活費相当の資金 〔改正前〕月額55,000円以内 【改正後】月額66,000円以内 入学資金:400,000円以内	授業料相当の資金 月額50,000円以内 入学資金 400,000円以内 就職準備の資金 400,000円以内	授業料相当の資金 月額50,000円以内 生活費相当の資金 〔改正前〕月額55,000円以内 【改正後】月額66,000円以内 入学資金 400,000円以内	月額40,000円
貸付要件	大学等に入学するまで又は入学の目的をもって住所を移転するまで市内に引き続き1年以上住所を有していた者 経済的理由により修学が困難と認められる者 品行方正で、学習意欲が高く、学業成績が優秀である者 看護師等修学資金、保育士等修学資金、介護福祉士等修学資金の貸付けを受けていない者		看護師等の養成施設に在学している者で、将来市内の病院、診療所又は福祉事業所において看護師等の業務に従事する意思がある者 福島県保健師等修学資金の貸付けを受けていない者	養成施設等(通信制を除く)に在学している者で、将来市内の私立保育園等において保育士等の業務に従事する意思のある者 福島県保育士修学資金の貸付けを受けていない者	養成施設等に在学している者で、将来市内の福祉事業所において介護福祉士等の業務に従事する意思のある者 福島県介護福祉士修学資金の貸付けを受けていない者	大学に入学するまで又は入学の目的をもって住所を移転するまで市内に引き続き1年以上住所を有していた者 経済的理由により修学が困難と認められる者 品行方正で、学習意欲が高く、学業成績が優秀である者 世帯に市税等の滞納がない者 国、県又は他の団体から同種類の修学資金の貸付け又は給付を受けていない者 看護師等修学資金、保育士等修学資金、介護福祉士等修学資金の貸付けを受けていない者
貸付(給付)期間	正規の修学期間		正規の修学期間	正規の修学期間	正規の修学期間	正規の修学期間
返還債務の免除	【一部免除】 ●看護師等、保育士等、介護福祉士等…返還未済額の全額を免除 ●通常枠…返還未済額の1/2の額を免除 (一部免除の要件:下記全ての要件を満たすこと) 平成31年4月1日以後に返還を開始 大学等を卒業後、育英資金の貸付けを受けた期間と同期間、継続して市内に住所を有していること。 市内に住所を有している間、就業していること。 育英資金の返還を滞納していないこと。 市税を滞納していないこと。 修学資金の給付を受けていないこと。 (特記事項) 一部返還部分については、市商工労政課が実施する「奨学金返還支援補助金」の対象 補助金交付の要件あり		【全部免除】 看護師等養成施設を卒業した後、直ちに看護師等の免許を取得し、その後直ちに指定医療機関又は福祉事業所において、貸付けを受けた期間に相当する期間、看護師等の業務に従事したとき。 【改正後】上記に加え以下の文言を追加 ただし、別表第1の2看護師等修学資金の規定に定める、看護師等養成施設に在学又は在所している者で、別に定める生活費相当の資金の貸付けを受けた場合は、貸付けを受けた期間に1年を加えた期間(最長6年)、指定医療機関等において看護師等の業務に従事したとき。	【全部免除】 保育士等養成施設等を卒業した後、直ちに市内の私立保育園等において、貸付けを受けた期間に相当する期間、保育士等の業務に従事したとき。 授業料相当の資金以外の修学資金の貸付を受けた場合、全部免除となる業務従事期間は2年。	【全部免除】 介護福祉士等養成施設等を卒業した後、直ちに介護福祉士等の資格を取得し、その後直ちに市内の福祉事業所において貸付けを受けた期間に相当する期間、介護福祉士等の業務に従事したとき。 【改正後】上記に加え以下の文言を追加 ただし、別表第1の4介護福祉士等修学資金の規定に定める、介護福祉士等養成施設に在学又は在所している者で、別に定める生活費相当の資金の貸付けを受けた場合は、貸付けを受けた期間に1年を加えた期間、市内の福祉事業所において介護福祉士等の業務に従事したとき。	〔返還不要 / 給付型〕
主な制度改正履歴	返還未済額の全部を免除する対象職種に介護福祉士等を追加: R4.10.3 ~ 入学資金の新設、貸付区分及び額の改正(拡充): R5.4.1 ~		返還免除対象施設(養成施設卒業後の就業先)に介護事業所と障がい福祉事業所を追加: R2.12.16 ~ 入学資金の入学前払い: R4.10.3 ~	入学資金の入学前払い: R4.10.3 ~	制度新設: R4.10.3 ~	—

育英資金貸付制度と他の貸付制度 の併用は不可。(= 保育士等修学資金貸付制度、看護師等修学資金貸与制度、介護福祉士等修学資金貸付制度)

育英資金貸付制度と修学資金給付制度の併用は可。併用の場合、育英資金の返還免除を受けることは不可。